

訴 状

和歌山地方裁判所 御中

平成27年3月9日

原告 吉田 益夫



当事者の表示 別紙 当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

| | |
|--------|------------|
| 訴訟物の価額 | 1,600,000円 |
| 貼用印紙額 | 13,000円 |

申立の趣旨

1. 被告は原告に対し、160万円及びこれに対する平成26年10月29日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因及び理由

1. 本件は、平成26年2月19日付の被告及び被告代理人からの通知書から始まる。

通知書では、和歌山地方検察庁に刑事告訴を行っている旨の内容で、具体的な対象URL、投稿番号も入れず、ただスレッド全体を削除しろとの要求であり、原告のサイトの業務は混乱した。

しかしながら、原告は、平成26年2月28日に被告に、司法の判断により処置を行うとの回答を行った。

それから、約二ヶ月半後の平成26年5月13日に被告は、やっと仮処分の申立を行ったが、スレッドの特定は行われているが、スレッド全体の削除の要求は変わらず、原告としては、被告に司法の判断に従うという回答を行っている手前、スレッド内の全情報削除に対応するために、被告に対して、スレッド内の情報のデータの提供の提案を行ったが、被告がデータ受け取りを拒否をしたため、データの提供を諦め、平成26年6月24日に担保25万円を立てることで、指定スレッド内の全データの送信を防止せよとの仮処分が決定したので、仮処分決定に従って、指定スレッド内の全情報削除を行い、指定スレッド内のデータは消失した。そのため、この時点で原状回復は不可能となった。

なお、原告は答弁書で、違法性を主張できない投稿については送信防止措置（投稿削除）を取る必要はないと主張していた。

2. 被告は、平成26年7月25日、本訴を提起して、平成26年10月29日に判決があり、発信者情報開示が認められる投稿については投稿削除は認められるがその他は理由がないから、棄却という判決となり、原状回復が必要となった。

3. データ消失のため、原状回復が不可能であるため、その損害賠償を求めることになるが、損害賠償として相当の額は、被告との話し合いが必要であると原告は判断しているため、調停を求めた。
4. 平成27年2月25日に和歌山簡易裁判所で民事調停が行われたが不成立に終わった。そのため、本訴えの提起を行った。
5. 原告としては、損害賠償額を慰謝料込みで160万円とする。これは、発信者情報開示等請求事件（平成26年（ワ）第396号）で訴訟物の価値とされている金額である。

以 上

証拠方法

| | | |
|-------|--|----|
| 甲第1号証 | 平成26年2月19日付の被告及び被告代理人からの通知書 | 写し |
| 甲第2号証 | 平成26年2月28日付原告の被告代理人に対する回答書 | 写し |
| 甲第3号証 | 平成26年5月13日付被告の仮処分申立書 | 写し |
| 甲第4号証 | 平成26年6月3日付原告の答弁書 | 写し |
| 甲第5号証 | 平成26年6月24日付仮処分決定書 | 写し |
| 甲第6号証 | 平成26年7月7日付原告の仮処分での命令措置完了通知 (スレッド番号誤記、正しくは2446と2447) | 写し |

| | | |
|--------|--|----|
| 甲第7号証 | 平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の被告の訴状 | 写し |
| 甲第8号証 | 平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決文(平成26年10月29日判決) | 写し |
| 甲第9号証 | 平成26年11月17日付原告の保全異議申立書 | 写し |
| 甲第10号証 | 平成26年12月2日付被告の一部取下書 | 写し |
| 甲第11号証 | 平成26年12月8日付催告書 | 写し |
| 甲第12号証 | 削除対象から外れた投稿リスト(丸印) | 写し |
| 甲第13号証 | 平成26年12月16日付調停申立書 | 写し |
| 甲第14号証 | 平成27年3月6日付調停不成立等証明書 | 写し |

(別紙)

当事者目録

〒640-8152

和歌山市十番丁72番地 カサ・デ まるのうち201

原告 吉田 益夫

〒649-6202

和歌山県岩出市根来92番地

被告 有限会社 銀徳

代表取締役 吉村 公俊

〒649-6234

和歌山県岩出市高瀬148番地

被告 吉村 公俊

以 上